

「福島県復興ビジョン(素案)」に関する市町村意見と意見に対する県の考え方

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
1	2	10	現在も進行中であり、「警戒区域」を始めとしたさまざまな区域が設定され、未だ・・・地域もある。	本県は、原発事故によりさまざまな障害が出ているが、特に相双地方は大きな被害と計り知れない精神的な苦痛にあっていることから、本文中、さまざまな箇所に“警戒区域”“緊急時避難準備区域”などの地域設定内容等を記載すべきである。	○素案のとおりとします。 警戒区域等の記載が必要な箇所については、本文中に盛り込まれていることで御理解願います。
2	3	6	当該個所に記載されている「取組み」とその他の個所(6p12行など)に記載されている「取組み」の表現統一。その他、「様々」と「さまざま」、「一人ひとり」と「一人一人」についても同様に表現統一。		○御意見を踏まえ修正しました。 ・「取組み」は動詞、「取組み」は名詞と整理しております。 ・「様々」に統一します。 ・「一人一人」に統一します。
3	3	13	「国の復興基本方針を踏まえながら」を追加。	復興計画策定に資する国の基本方針の骨子が示されたことによる。	○素案のとおりとします。 国に対し県の意見が反映されるよう取り組んできた結果、国の基本方針と復興ビジョンの方向性は合致しているものと考えています。
4	3	14	「策定をする。」を末尾に追加。	文章の構成上、必要である。	○御意見を踏まえ修正しました。 「～追加・修正を行うことを前提とし策定する。」
5	4	31	計画期間を単に10年とするのではなく、1期何年・2期何年としてはどうか。	より現実味のあるビジョンとするために緊急的対応は何年。原子力災害対策は何年。ふくしまの・・・は何年。といった考え方の方がよいのではないかと。	○今回の災害は甚大で、原発事故も伴っているため、復興には相当な期間がかかることから10年としました。また、現時点では原子力事故が収束していないことから、具体的な期間は示すのが難しいところですが、収束状況等を踏まえて、復興計画は累次追加・修正します。
6	5	11	「脱原発」の理念は否定しないが、長期にわたる廃炉手続きと立地地域はどう向き合っていくのか。そうした記述が必要ではないのか。	「脱原発」の理念は否定しないが、長期にわたる廃炉手続きと立地地域はどう向き合っていくのか。そうした記述が必要ではないのか。	○素案のとおりとします。 廃炉の手続きは事業者が国に対し届け出るものですが、長期にわたるものなので、県としても監視機能を誘致するなど、安全管理を行っていきたいと考えています。
7	5	11	福島県は原発はやらないと明記すべき。または、すべて廃炉にすると記載すべき。		○素案のとおりとします。 廃炉の手続きは事業者が国に対し届け出るものと考えております。
8	5	18	「脱原発」という考え方について、今後の発電所のあり方について	原子力発電所の立地であることによる財源措置、あるいは多くの雇用創出があったことから、新たな再生可能エネルギー政策に移行する上では同等以上の地域の再生、活性化につながる事が重要と考えられる。	○御意見のとおり、原子力発電所に代わる新たな産業の創出及び雇用の創出を図りたいと考えています。
9	5	18	『「脱原発」という考えの下、原子力に依存しない社会を目指す』を、『「原子力に過度に依存しない社会を目指す』に修正(「脱原発」という考えの下を削除)。	今回の原子力発電所事故による被害は甚大であり、その安全性は改めて議論の必要があるところですが、各自治体では、雇用等の面において、長期にわたって住民生活のなかで発電所の存在が重要な位置を占めてきました。復興ビジョンにおいては、首都圏のエネルギー拠点としての誇りをもってきた住民の感情と整合的な方向性を打ち出されることを希望します。	○素案のとおりとします。 今まで首都圏のエネルギーの拠点として電力を供給してきたことは十分認識しています。しかし、今回の原子力事故は甚大な被害を本県に及ぼし、全世界にも影響を与えました。また、安全性の確保も十分とは言えません。よって、ふくしまは原子力に依存しない社会を目指すとしたところとします。
10	5	18	「脱原発」を明記しているがP26の13行では「原子力発電所の安全性」となっているため、整合性がないのではないかと。	脱原発を明記するのであれば、ビジョン全体で統一した方がよい。	○素案のとおりとします。 ここでの安全性とは、事故があった第一、冷温停止の第二ともに原子炉がある限りその安全性を確保しなければならぬことを記載しています。
11	5	20	再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図る	福島大学共生システム理工学類の佐藤理夫(みちお)教授によれば、福島県は2009年実績で、一時エネルギー供給の約2割が再生可能エネルギーという先進県とのことであるので、この点を強調すべき。	○御意見として参考にします。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
12	5	31	「今後さらに」を削除し「エネルギー需要の増大」を末尾に追加。	文章の構成として訂正の必要がある。	○素案のとおりとします。 ここでは、エネルギー需要の増大というよりは、人口とエネルギー供給基地の一極集中(需要と供給の関係)を示したいため、このような記載になったことを御理解願います。
13	5	35	「地域でエネルギー自立を図る多極分散型のモデルを率先して提示する。あわせて、」を削除。	首都圏への重要なエネルギー供給拠点ということが、福島県のアイデンティティーの一つであったと考えます。これまで整備された送電線網などのインフラを今後も有効利用し、エネルギー供給基地として福島県を復興していくという道も考えられるのではないのでしょうか。	○素案のとおりとします。 今後は多極分散型で、それぞれの地域の特性を活かした再生可能エネルギーの推進が必要であると考えます。
14	5	36	「多極分散型」を「エネルギー立県」に変更。	使い古された「多極分散型」よりは、直接的な表現にしたほうが良いと考えられる。	○素案のとおりとします。 ここでは地域の特性に合った、多様なエネルギーを組み合わせることを示したいため、多極分散型とします。
15	6	2	「○原子力発電所建設・運転等原子力政策の方針決定の場に、立地自治体のみならず、他地域の自治体も関与できるような組織機構を築く必要がある。」を追加する。	原発事故による被害は、原発立地地だけではなく広範囲に及ぶため、他地域の自治体の意見も取り入れる必要があると考えるため。 また、現在原発を立地している他県が、原発の建設・運転等に関して地域住民の意向をより反映することができるように、本県が率先して提案する必要があると考えるため。	○御意見として参考にします。
16	6	17	「本県に救援物資～」を「本県を始め東北地方に救援物資～」に修正	本県のみならず、広く東北地方への物資供給の役割を果たしてきたと認識しています。	○素案のとおりとします。 ここでは、福島県の状況を中心に記載していることを御了承願います。
17	6	19	「従来、採算性の面では課題のあった」を削除し、「影響の少なかった」を追加	磐越自動車道は東北と関東、関東以西を結ぶ重要な路線であり、今般の大震災のみならず、中越沖地震でも大きな役割を担ってきました。また採算性で課題のあったのは一部区間であると認識しており、21行目の表現で十分「採算性」の意味は読み取れると思います。(問題路線的な印象を受けます。)	○御意見を踏まえ修正しました。 「大震災による影響がなかった」と「従来、採算性の面では課題のあった」を削除
18	6	26	「(26行)状況～(35行)社会を目指す。」までを削除し、「状況となっている。また、原子力災害により、県民は健康に対する不安を抱えて暮らしている状況にもある。こうしたことから、放射性物質による影響から、将来にわたって県民の健康を守り、どこよりも安全で安心して子育てのできる環境を整備するとともに、全国に誇れる健康長寿の県づくりを進め、全ての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を構築する。」に修正	ここで「わが国全体が～」の表現は不要と考えます。また「今回の災害を契機として」といった表現からは、これまで安心して子育てのできる環境整備への取組がなされてこなかった印象を受けます。 さらに、28行「どこよりも安全～」と31行「県民は健康に対する不安を抱え～」の表現に違和感が感じられます。	○素案のとおりとします。 今回の災害で甚大な被害を受けましたが、復興に向けてどこよりも安全で安心して育てがける環境の整備、全国にも誇れるような健康長寿の県づくりを進めていく旨を記載しています。
19	7	19	「復興のための財源の確保」を具体性を持たせた表現に変更をする。	国では、すでに「一括交付金」「基金設置」による柔軟な支援を打ち出しており、福島県として必要な財政的支援を例示すべきと考える。	○素案のとおりとします。 「復興ビジョン実現のために」へ記載していますが、具体的な財政的支援については、復興計画の中で検討します。
20	7	19	「復興に当たっての特区」を具体性を持たせた表現に変更をする。	国では、すでに「復興特区制度」の創設を既に打ち出しており、福島県として必要な特区の姿を例示してでも明示すべきと考える。	○素案のとおりとします。 「復興ビジョン実現のために」へ記載していますが、具体的な特区については、復興計画の中で検討します。
21	8	1	「避難者」の定義を示してほしい。(例:避難準備区域等が解除されても不安で町に戻らない人)	避難準備区域等が解除されても不安で町に戻らない人は「避難者」にはならないのか。どう整理するのか。	○国の原子力損害賠償紛争審査会で取りまとめた「中間指針」においては、「避難等対象者」が定義されています。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
22	9	3	避難を余儀なくされた県民を含め全ての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記されるといふ思いを県民全てが共有しながら復興を進める。	ふくしまの復興の達成は、原発問題の収束をはじめ、避難されている方を含めた全ての県民が対象であり、多くの課題が成し遂げられたときに示されるものと思料されるため。	○御意見のとおり修正しました。
23	9	10	「持てるような」を「持つことのできる」に修正	表現が弱いような印象を受けます。	○御意見のとおり修正しました。
24	10	1	復興に向けた主要施策の優先順位は、どうか。	福島県の場合は、まず第一に原子力災害対応ではないかと思われるため。	○主要施策はどれも重要であり、優先順位を特に設けていないことを御理解願います。
25	10	1	緊急的対応、ふくしまの未来を見据えた対応、原子力災害対応の3柱について、それぞれの柱の性格を明記することが必要。	ビジョンにおいてはそれぞれをどのような認識で整理しているかということ県民の理解を促すためにも、表示しておくことが必要。この点の明記により、緊急対応として行う部分と中長期的に行う部分と比較的整理可能になると考えられる。	○御意見を踏まえ修正しました。10頁9行「～つけた。そして中長期的な対策として、「ふくしまの未来を見据えた対応」にまとめた。』
26	11	1	今回の地震で「大きな被害がなかった地域」の役割を位置づけるべきである。	今般の地震においても人的、物理的な面で、「余力」を持つ会津地域を有効に活用すべきであり、このことが福島県民とその暮らしを「守る」ことにつながると考えます。また会津地域の活力を再生するで、本県の一刻も早い復興が期待できるものと考えます。	○素案のとおりとします。基本理念2で、被害が大きかった地域をそれ以外の地域が支援することも含め、「ふくしま」全体で支え合いと記載しています。
27	11	1	緊急的対応に「原発事故による避難自治体や住民を受け入れている自治体」の施策を追加すべき	13行から15行に受入れ自治体についての表現があるものの、施策の項目立て、施策の位置づけが行われていません(p13の30行～のみ)。全県を対象とする緊急対応であれば、こうした受入れ自治体への対応(支援)についても述べるべきと考えます。	○素案のとおりとします。避難自治体に対して人的支援等を行うことで、受入市町村の事務負担軽減につながっていると認識していますので、御理解願います。
28	11	1	通常災害被災部分と原子力災害被災部分を区分した記載が必要。	自然災害と原発事故による災害は、課題や対応スタンスが異なっており、相互を混在させてしまうと問題の認識誤りやニーズに合わない対応策の実施につながる恐れがあり、現にそのような傾向が生じている。原発事故災害(以下「原災」)では国の責任は大きく、解決の役割も異なってくる。	○原子力災害については、緊急的対応に記載した⑧原子力災害への緊急的対応と、原子力災害対応という一つの柱に位置づけたことを御理解願います。
29	11	1	原発被災者特有の課題の明示とその解決施策の提示が必要	原災被災者が一般被災者に包含されており、深刻な状況にあることが見えない印象を生んでいる。根本的な拠点を失った方々(農地を失った農業者、事業拠点や顧客を失った商工業者、自らの校舎やグラウンドを失った高校生など)は、区分けして認識(明示)しておくことが不可欠。その上でそれぞれに対応した主要施策を最低限提示しておくことが必要。	○原子力災害については、緊急的対応に記載した⑧原子力災害への緊急的対応と、原子力災害対応という一つの柱に位置づけたことを御理解願います。
30	11	1	警戒区域等が解除になってもインフラ整備、雇用の問題をどうするのか。		○御意見については、原子力発電所事故の収束状況を踏まえ、復興計画の中で検討します。
31	11	16	「原子力災害の対応～対応していく。」を「原子力災害については、事故の影響を綿密に調査、把握し、県として適切な対応を図る。」に修正	原子力災害は「事故の収束」にて終わるものではないことから、「原子力発電所事故の収束状況を踏まえて」ではなく、緊急的対応だからこそ、現状(収束状況ではなく)を踏まえて取組まなければならないと考えます。県民が安心できる表現が求められます。	○素案のとおりとします。ここでは原発事故の収束状況に応じての方針を示していることを御理解願います。
32	11	19	被災者の心のケア	仮設住宅入居者に対する悩みの解消、生活支援、明るい将来のためのケアの主体と方法について明確にすることが必要と考えられる。	○御意見については、復興計画の中で検討します。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
33	11	19	「①被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア」の項目に「放射能の正しい知識を伝える」を追加する。	放射能の健康被害に関する情報が曖昧であり、今後、放射能と向き合って生活するにあたり、県民に対して正しい情報を提供する必要があるため。	○御意見を踏まえ修正しました。 ・原子力災害対応①「(ウ)～県民にわかりやすく迅速に情報発信するほか、放射線に関する知識の普及をすすめる。」 ・緊急的対応⑧「(ク)～さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。」 ・原子力災害対応④「(ア)～さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。(再掲)」
34	11	19	「⑧原子力災害への緊急的対応」を最前面へ整理頂きたい	現局面においては、原子力災害が本県災害の致命的な状況を生み出しており、極めて重大な事項。本県は原災の被災県であり、緊急的対応の筆頭事項として頂きたい。	○素案のとおりとします。 項目により優先順位を付けてはいないことを御理解願います。
35	11	22	「ニーズ」を「意向等」の表現に修正	「ニーズ」の表現は「求めがあって初めて対応する」といった印象を受けます。「ニーズ」の前に、被災された方々が「今後どのように自立するか」についての道筋を共に考えることが重要と考えます。	○素案のとおりとします。 「ニーズ」とは、求めがなくても、被災者の意向を踏まえた対応をすることと解釈しています。
36	11	25	「・・・県民の住環境の確保を進める。」を「県民は県内避難者と比較し、住環境を含めた生活支援が不足していることから、早期に各都道府県へ支援の取組依頼を進めると共に、県外から戻る県民のために、県内での民間借上げ特例措置制度を継続する。」に修正	現在も、各都道府県へ生活支援を依頼はされているが、依然として県内で実施されている民間借上げ住宅(特例措置)等の制度が実施されている県が少なく、県外避難者は厳しい状況にあるので、引き続き依頼を継続する必要がある。又、10月末までに、すべての避難所を閉鎖するためには応急仮設住宅か民間借上げ住宅を必要数確保する必要があるため、仮設住宅の建設は目途をつけるにしても、10月以降も民間住宅借上げ制度は継続し、県外から戻る避難者の住居を確保する必要がある。	○御意見を踏まえ修正しました。 緊急的対応①「(イ)～県民は県内避難者と比較し、住環境を含めた生活支援が不足していることから、早期に各都道府県へ支援の取組依頼を進めると共に、県外から戻る県民のために、県内での民間借上げ住宅特例措置制度を災害救助法に基づき継続する。～」
37	11	35	「(オ)避難者の今後の生活の負担を軽減するために、自ら住宅の再建が困難な方のために、公営住宅の整備を進める。」を追加する。	地震・津波により家屋が倒壊・流出した被災者の中でも、高齢者等で住宅再建が困難な方々のために、公営住宅を整備し、今後の生活への不安を軽減する必要がある。特に、戸建に居住された方々が多いので、戸建の公営住宅も検討する必要がある。	○素案のとおりとします。 御意見の内容は、緊急的対応①「(イ)」に含まれていることを御理解願います。
38	11	36	生活基盤・産業インフラの復旧	今回の震災に係る復旧については通常の災害復旧の考え方では困難であり特別な対応がなされつつあるが、現時点では補助対象とならない施設の復旧があり、なおかつ、原形以上の復興を目指すためには巨額な財政措置が必要と考えられ、新たな制度等の創設等が必要と考えられる。	○御意見については、平成23年7月21日に国へ要望しています。
39	11	36	災害がれきを小名浜東港の埋め立てに出来ないか。		○御意見として参考にします。
40	12	6	「又、インフラ復旧の準備として、警戒区域等で立入できない区域については、正確で根拠に基づいた放射線管理により、被害調査が可能な区域について調査を進めるよう国に要請する。」を追加	復興ビジョン・計画策定に当り、被害規模を調査できないと、復旧スケジュール・期間の設定が難しいため、調査を先行する必要がある。	○御意見を踏まえ修正しました。 (オ)警戒区域等で立入り出来ない地域については、区域の見直しに伴い、帰還する住民の安全な生活基盤を確保するため、インフラの早期復旧に努める。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
41	12	9	緊急時避難準備区域が解除されてもゴミ・尿処理施設が警戒区域の中にあるため、処理施設の稼働が戻るために必要であり、その対応を記載してほしい。	ふるさとに戻る前提条件として、ゴミ処理、尿処理問題がある。緊急時避難準備区域が解除されても処理施設が警戒区域の中にあるため、処理施設が稼働しない限り戻れない。	○御意見を踏まえ修正しました。緊急的対応②(オ)「警戒区域等で立入り出来ない区域については、区域の見直しに伴い、帰還する住民の安全な生活基盤を確保するため、インフラの早期復旧に努める。」 なお、避難区域等の見直しに当たっては、帰還する住民が安心して元の生活を送ることができるよう、事故の収束状況や放射線量の状況などについて十分な説明を行うよう国に求めています。
42	12	11	(オ)市町村の被害を受けた公共施設の早急な復旧と合わせて安全確保のための耐震化改修又は改築を支援する。	当町では、棚倉幼稚園、公民館、体育館が震災により使用不能で、応急的な災害復旧は、補助災害の対象になるようであるが、今後の安全確保や利活用を考慮すると、棚倉幼稚園と公民館については、老朽化し、耐震構造にもなっていないことから、改築が必要であり、体育館については、耐震化改修も含めた改修・災害復旧が必要な状況で、これらを実施する場合は、補助の対象とならないことから、財源の確保が難しく早急にできないことから、復興ビジョンの性格にもある、これまで以上に良い状態にしていく視点で、一括交付金などの活用により、安全な公共施設の災害復旧を支援していただきたい。	○御意見については、平成23年7月21日に国へ要望しています。
43	12	12	「避難農業者の避難中における再開支援」を明示頂きたい。	避難者の中で農業従事者は多数にのぼっており、その方々の存在の明示が必要。その対応策も明示された方がよい。他地域での耕作地の確保、機会の提供、機材の提供。これらは融資制度では実現困難。	○御意見を踏まえ修正しました。緊急的対応③「(ウ)～緊急支援を行う。また、避難農林漁業者に対しての支援を行う。」
44	12	13	「被災者の緊急的な雇用」を「被災者の雇用」に修正し、(ア)と(イ)の間に「避難地域等における雇用の確保」の内容を記載	原発事故による避難の期間が明確にされない中において、避難されている方々の中には、「緊急的な雇用」ではなく、長期の雇用を求める声もあります。避難している地域における雇用の場の創出についても、緊急的な雇用と並行して取組みを進めるべきと考えます。 また、就業の選択の幅を広げる意味からも、避難している地域において従前と同様な業種に就けるような取組み、例えば被災企業(工場、商店などを含む)と従業員が一体となった仮移転などの対策も必要と考えます。(このままの構成であると、被災者の方々の雇用の記述が「がれき処理」などの応急復旧業務や役場機能回復業務等だけに限定されるような印象を受けます。)	○素案のとおりとします。当該項目は、緊急的対応のため、緊急的な雇用を列記しました。中長期的な雇用は「新たな時代をリードする産業の創出」②に記載していることで御理解願います。
45	12	13	「③被災事業者の再開支援」を「③被災事業者等の再開支援」に修正し、(エ)の後に「避難所関連施設の復旧」の施策を記載	今般の震災により、避難所となっている旅館等では、通常の業務とは異なった形態での利用が行われており、通常業務へ「復旧」するためにはかなりの設備投資が必要と考えられます。また、風評による一般宿泊客の減少など、将来的な不安要素も抱えており、再生への支援が求められています。	○素案のとおりとします。御意見として、参考にします。
46	12	13	「避難事業所の仮の地における事業再開支援」を明示頂きたい。	原災被災事業者は、元の地での設備を抱えながら、別の地での仮投資をしないと再開できない極めて厳しい状況にある。風評被害は甚大だが、本来の事業地を失っている事業者の事業再開はそれを遙かに上回るダメージであり、廃業に追い込まれる可能性が高い。県としては厚い補助制度を継続するなど、強く支援する意志を提示することが必要。	○御意見については、新たな時代をリードする産業の創出①(イ)に含まれていることを御理解願います。
47	12	19	(イ)(略)インセンティブとなるような制度を構築する。	インセンティブとなるような制度について具体的に本文中に盛り込むべき。税制措置を講じる等も効果があると考え。	○御意見については、復興計画の中で検討します。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
48	12	27	アクアマリンふくしまを始めとした・・・早期再開に向けて復旧を進める。→いち早い再開を遂げ県民に希望と勇気を与えることができ、今後は完全再開に向けて復旧を加速していく。	アクアマリンふくしまについては、既に7月16日に再オープンしているため復興作業が直実に進展している事を表現しては如何でしょうか。	○御意見を踏まえ修正しました。「～アクアマリンふくしまの再開を始めとして、本県に観光客を呼び戻し、県民が希望と勇気を持つよう復旧を進める。」
49	12	31	避難生徒の就学環境の確保(独立した仮校舎の設置)	サテライト校という間借り制度に伴う生徒の苦痛の解消。本来高校の一部を間借りしており、生徒教師ともにつらい状況に置かせている。早急に仮校舎等を提供し、安心して就学できる環境を整えることが必要。	○御意見として参考にします。
50	12	31	サテライト校の来年度の体制を早く示してほしい。		○現在、早急に示せるよう検討しているところです。
51	12	31	サテライト校を単独校化にしてほしい。		○御意見として参考にします。
52	12	34	スクールカウンセラーを各校1名配置してほしい。		○御意見として参考にします。
53	12	36	「～医療機関の機能回復を支援する。」の次に、「特に、避難区域の指定などにより、医療提供機能が大幅に低下している浜通り地区については、関係自治体と連携しながら、医療体制の再構築に向けた取り組みを進める。」を追加。	震災以前から浜通り地区の医療体制は脆弱であったが、震災の影響により、さらに悪化している。医療体制を含めた安全・安心の確保は、住民が住み続けるうえで重要であり、本市を含めた浜通り地区の医療体制を震災前より充実したものに再構築する必要がある。	○御意見を踏まえ修正しました。「特に、浜通り地方の医療体制は早急な復旧が必要な状態であることから、住民が安全で安心に暮らせるよう、医療水準の確保に努める。」
54	12	38	「特に相双地域の医療体制は壊滅状態にあることから、住民が安全安心して暮らしていく観点から最重点課題として支援するものとし、医療水準の確保に努める」を追加。	福島第1原子力発電所から20km～30km圏内の地域については、多くの住民が戻ってきている中で、医療機関の体制が整っていないため。	○御意見を踏まえ修正しました。「特に、浜通り地方の医療体制は早急な復旧が必要な状態であることから、住民が安全で安心に暮らせるよう、医療水準の確保に努める。」
55	12	8 10	(ウ)「・・・県として円滑な処理を支援する。」 (エ)「・・・早急な復旧を支援する。」	いづれも一般廃棄物としての考え方なのか？	○(ウ)災害廃棄物の処理は、原則として市町村が災害廃棄物処理事業により行いますが、被害が甚大等の理由により市町村自ら処理することが困難な場合には、県がその処理の支援を行います。なお、国が市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定めた「東日本大震災により生じた廃棄物の処理に関する特別措置法」が8月18日に公布・施行されました。 ○(エ)広域市町村圏などが管理している公共施設に関し、所管する各省庁の施策に基づき県が必要な支援を行います。
56	13	10	緊急時避難準備区域などでは、を緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点などでは、に追加修正。	特定避難勧奨地点についても、治安体制の整備が必要となるため。	○御意見のとおり修正しました。
57	13	25	市町村の復興支援	被災市町村の復旧、復興には県の支援が不可欠であり、連携を密にすることは重要であることから県職員の常駐あるいは市町村の連絡窓口としての組織の整備等重要と考えられる。	○素案のとおりとします。なお、地域課題解決のため設置している地方振興局地域連携室が窓口となり、市町村の復興を支援します。
58	13	25	市外の避難者の受け入れに係る保健福祉分野に対する県の支援が必要である。	市外からの避難者への対応など、通常では想定していないものもあり、対応しきれない部分があるので。さらに、保健福祉事務所が無い場合、県の支援をお願いしたい。	○自治体の御意見を伺い、対応していきます。
59	13	30	「県内外に役場機能を移転した町村と受け入れ市町村間の調整を行うとともに」を「避難者の多い市町村と避難者を多く受け入れしている市町村の調整を行うとともに」に修正。	役場機能を移転した町村に限らず、避難者を多く受け入れしている市町村もあるため。	○素案のとおりとします。緊急的対応のリード文で、避難住民を受け入れた市町村についても支援すると記載していることで御理解願います。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
60	13	34	役場機能が移転した町村に対する行政機能の回復支援 ・役場機能を移転した町村と、これを受け入れている市町村との連絡調整を綿密に行えるよう、そのシステム構築と十分な支援を行なう。を追加	避難生活を送る他市町村の住民と、もともとそこに住んでいた地元住民との間に軋轢が生じないように十分な対応をしなければならない。そのためには避難自治体とそれを受け入れている自治体との連絡調整の体制を構築する必要がある。	○素案のとおりとします。 御意見については、緊急的対応⑦(イ)に、「役場機能を移転した町村と受け入れ市町村間の調整を行う」と記載しています。
61	13	35	「行政機能の回復を図るために」に、「行政機能の回復を図るために、その再建に向けた国への財政支援の要請とともに、各市町村への県職員の派遣などの人的支援を行う」を追加。	役場機能を他の市町村に移転した市町村以外にも、役場庁舎が被災したため、市町村内の他の公共施設を仮庁舎として機能を移転を余儀なくされている市町村があるため。(国見町においては、観月台文化センターに仮庁舎を移転しているため、住民の生涯学習活動や文化活動が大きな影響を受けています)	○素案のとおりとします。 被災市町村への支援は「緊急的対応」リード文に「復旧・復興に係る取組みに対して、県は最大限に支援する」と記載しておりますので、御理解願います。 なお、国への財政支援の要請は、平成23年7月21日に行っています。
62	14	2	避難先自治体への県職員派遣等の十分な支援を行なう。を追加	避難先である地元自治体では業務量の増加が予想される。地元住民への行政サービスの低下にならないように県の支援は必須ではないか。	○素案のとおりとします。 避難自治体に対して人的支援等を行うことで、受入市町村の事務負担軽減につながっていると認識していますので、御理解願います。
63	14	7	被災市町村が復旧・復興に向けて円滑・迅速に取り組めるように、市町村の復興計画の策定や復興事業の実施などに対して、必要となる権限移譲と財源の確保、迅速かつ的確な人的支援に努めるなどの支援を行う。	市町村に対する財政的支援等については、「復興ビジョン実現のために」の部分において記載されているが、「復興ビジョン」の本文に記載することにより、より明確になるため。	○素案のとおりとします。 被災市町村への支援は、緊急的対応のリード文に、「復旧・復興に係る取組みに対して、県は最大限に支援する」と記載していますので、御理解願います。 また、復旧・復興に関する財政支援については、地方交付税総額の別枠での確保、自由度の高い財源措置等を国に要望しています。(平成23年7月21日)
64	14	8	「支援を行う」を「人的、財政的支援を行う」に修正。	市町村においては、災害対応に係る行政需要が増大しており、人的支援が必要となっています。さらに震災、原子力災害に係る特殊財政需要も増大しており、復興にあたっては長期にわたっての財政支援が必要となっているため。	○素案のとおりとします。 被災市町村への支援は、緊急的対応のリード文に、「復旧・復興に係る取組みに対して、県は最大限に支援する」と記載していますので、御理解願います。 また、復旧・復興に関する財政支援については、地方交付税総額の別枠での確保、自由度の高い財源措置等を国に要望しています。(平成23年7月21日)
65	14	11	「被災者や被災市町村など」を「被災者や被災市町村、被災者及び被災自治体を受入れている自治体」に修正	市町村の復興支援には、被災者、被災自治体を受け入れている自治体の意見の聴取も必要ではないかと考えます。	○御意見のとおり修正しました。
66	14	14	「⑧原子力災害への緊急的対応」に重要項目が細項目として入っているため、独立した記載が望ましい。	賠償・補償、モニタリング・環境浄化、健康確保は、緊急対応の現局面(ここ数年間)では、極めて重大な項目であり、主要な取り組みとして位置づけることが必要。	○原子力災害に関連した緊急的取組みを当該項目にまとめていることを御理解願います。
67	14	15	賠償・補償	原発が収束するまでの間、県民生活支援及び県内産業振興(維持)の観点から、県全域を計画停電区域から外すこと、電気料を一定割合減額することを求めることが必要と考えられる。	○御意見として参考にします。
68	14	16	「全損害の迅速な賠償・補償」の前に、「国の避難指定や出荷制限等の措置の有無にかかわらず」を加える。	避難指定等区域外における放射能の影響や風評被害なども含む損害として、「全損害」の内容を明確にするため。	○素案のとおりとします。 原子力賠償の範囲は、国の原子力損害賠償紛争審査会で整理されます。
69	14	16	「農地の除染」と賠償についての対応施策が必要	26行目で「農地の除染」がありますが、現在作付けしている作物に対する対策をどのように考えるのか整理が必要と思われる。	○素案のとおりとします。 なお、農作物の収穫時に放射能検査を行い、基準値を上回った場合は損害賠償の対象となります。また、基準値を下回っても風評被害により価格が著しく低下した場合でも、差額相当分を補填することになっています。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
70	14	16	県民をはじめ国民の食の安全性を確保するため、農産物モニタリングの強化と賠償についての対応施策が必要	特に現在作付けを行っており今後収穫が予定される米、そば等の農作物については、モニタリングを行える機関の絶対的な不足が予想され、これらについての対応が急務であると考えます。 また家庭菜園等の作物のモニタリングなどをどのように対応するのか。きちんとしたシステムの確立が求められます。(チェルノブイリでは学校単位に測定器を設置。各家庭からの対応を行っている。) さらに今般の稲わらや牛肉の問題は、本県の農産物に対する不信感を助長するような状況となっており、このようなことの無いような対策作りが早急に求められます。	○農林水産物に関するモニタリングについては、緊急的対応「風評被害対策強化」に記載していますが、具体的な測定体制は今後検討します。
71	14	16	「被災者である県民、事業者の原子力損害賠償の確保が円滑に進められるよう関係団体、市町村と連携し支援する。」を「被災者である県民、事業者の原子力損害賠償の確保が円滑に進められるよう取り組む。」に修正。	原子力災害の賠償・補償については、県は支援に留まらず、主体的に取り組むべきと考える。	○素案のとおりとします。原子力損害賠償は、被災者と事業者との関係であり、円滑に進められるには関係団体等との連携が必要であることから、このような記載になりましたことを御理解願います。
72	14	16	「国及び原子力・・・」 「原子力・・・及び国・・・」 (ほか28頁)	「賠償」と「その他」を区分して記載しているのか？	○御意見については次のとおりです。 ・「原子力発電事業者及び国」：賠償・補償の事項。 ・「国及び原子力発電事業者」：除染、情報開示など、賠償・補償以外の事項。
73	14	18	「被災者である県民」を「全ての福島県民」に修正	被災者である県民では、当町のように、放射線量がやや低く、避難もしていない町民は、何も補償されない可能性がある。放射能による精神的苦痛は福島県民は全て同じであるため。	○素案のとおりとします。原子力賠償の範囲は、原子力損害賠償紛争審査会で整理されることとなります。
74	14	20	モニタリング強化及び環境浄化に(エ)として、「(エ)モニタリングの数値を住民が統一かつ客観的に評価できるわかりやすい基準の早急な公表と説明を国に求める。」と、(カ)として、「(カ)緊急的に実施する市町村や住民の除染活動を支援するとともに、除染により発生した土砂等の廃棄物の処理方法と処分場所を早急に明らかにする。」を追加、「(オ)研究成果を踏まえた除染技術により、」を「効果が期待できる除染方法により、」に修正する。(エ)を(オ)とし、35行の(カ)を(ク)とし、以下繰り下げる。	○モニタリングの数値の意味するところ、健康にどの程度の影響をおよぼすのか、判断できるわかりやすい基準が示されていないことが、住民の大きな不安へと繋がり、県外への自主避難や風評被害等の要因となっているため。 ○今現在、住民は放射能の影響を受けており、除染は、緊急に実施すべき課題であり、市町村や住民が自主的に実施する活動を全面的に支援する必要があるため。 ○緊急的には、研究成果を踏まえる猶予はないため。	○(エ)の御意見を踏まえ修正しました。 ・緊急的対応⑧(ク)～さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。 ・原子力災害対応④(ア)～(再掲) ○(カ)の御意見を踏まえ修正しました。緊急的対応「モニタリング強化及び環境浄化」(カ)国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法を明示することや最終処分先を確保すること、さらにはこれらの処理に要する費用を全額負担することを求めていく。 ・原子力災害対応②(ウ) (再掲) ○(オ)の御意見を踏まえ修正しました。 「研究成果などを踏まえて開発した除染技術～」
75	14	20	モニタリング強化及び環境浄化	大気等のモニタリングは今後の対応で最も重要な取組みの1つと考えられるため、県と市町村との連携した体制により新たなシステムの構築を行いリアルタイムな情報の共有することが必要と考えられる。	○御意見のとおり、市町村と連携し、モニタリングの強化及び環境浄化を進めていきたいと考えています。
76	14	20	モニタリング強化及び環境浄化に農産物に対する放射性物質測定の実施強化を追加。	風評被害対策としてだけではなく、安全安心のために、農産物やその加工品に対する測定体制を強化する必要があるため。	○素案のとおりとします。御意見については緊急的対応「モニタリング強化及び環境浄化」及び「風評被害対策強化」に盛り込まれていることを御理解願います。
77	14	21	(イ)(略)環境放射線等のモニタリング体制を強化する。	モニタリング体制に関しては、調査範囲及び県と市町村の役割分担を明確にすべきと考える。	○御意見については、今後検討します。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
78	14	22	「モニタリング体制を強化する。」に続き、「原子力発電事業者自らの責任による県内全市町村へのモニタリングポストの設置を要請する。」を追加	そもそも原発立地県であった福島県の各市町村にモニタリングポストが無かったことが問題であるため。	○素案のとおりとします。 なお、御意見については、参考とします。
79	14	25	(エ)学校、通学路などの身近な生活空間の放射線量低減対策を市町村と連携を図りながら、住民参加により進めるとともに(略)。	身近な生活空間の放射線量低減対策の実施にあたっては、県と市町村との連携が必須と考える。	○御意見を踏まえ修正しました。 (エ)学校、通学路など身近な生活空間における県、市町村、住民参加による放射線量低減対策を早急に進める。
80	14	25	「住民参加により進める」を「官民一体となって進める」に改める。	身近な生活空間は学校や通学路だけではなく広範囲にわたることから、放射性物質の除染については行政・事業者・住民が一体となって取り組む必要があるため。	○御意見を踏まえ修正しました。 (エ)学校、通学路など身近な生活空間における県、市町村、住民参加による放射線量低減対策を早急に進める。
81	14	25	放射線量低減対策	県土全域の徹底した除染対策による福島 の土地安全宣言を発信できるように取り組むことが必要と考えられる。	○御意見については、今後検討します。
82	14	25	「学校～放射能提言対策を住民参加により進めるとともに」を「県土全域の放射線量の低減に取り組むとともに、学校、通学路などの身近な生活空間についても住民、NPO等の団体等の協力を得ながら低減対策を図る。」に修正	生活空間の放射線量低減対策を行うのは本来「住民」なのではないか。「住民参加により進める」という表現は、必ず「住民が参加しなければならない」という印象を受けます。また参加する住民にも健康被害のリスクがあることを忘れてははいけません。	○御意見を踏まえ修正しました。 (エ)学校、通学路など身近な生活空間における県、市町村、住民参加による放射線量低減対策を早急に進める。 なお、身近な生活環境の放射線量をできる限り低減させようという趣旨であることをご理解願います。 県としては、受ける放射線量をできるだけ低減させるために、除染作業の手引きを作成して配布しており、除染や清掃活動時の注意事項、それ以外の被ばく量低減化対策について示しています。
83	14	25	がれき処理と受入について、県の考えを示してほしい。	災害廃棄物の処理が最優先課題。がれきの処理をしてから復旧・復興に進みたいが県の考えは。 42都道府県に打診(P50インフラ復旧)とあるが実際の受入状況は	○がれきの処理については、県としても迅速に処理が進むよう市町村に対して支援していきます。 (環境省において被災県のがれき処理の受入を42都道府県に打診しており、8月11日現在調整中。)
84	14	25	放射性物質の除染を最重要項目として整理頂きたい。	原災被害者の想いを受け止めれば、いつ戻ることができるのかということに尽きる。その大前提は、放射性物質の除染であり、ステップ2終了時以降の最重要事項となる。除染については、徹底的に除染するという行政の意志が肝要であり、福島県の意思(皆さんを安全な地に戻す)という表明が求められている。身の回りの除染、農地の除染という個々のレベルでは伝わらない。また、研究の後、回復を図るという記載ではスピード感が不足する。	○御意見を踏まえ修正します。 ・原子力災害対応③(追加)「(エ)特に高いレベルの放射性物質に汚染された地域については、国の責任において、徹底的に除染を行い、住民帰還に向けた環境回復を図ることを求めていく。」 ・原子力災害対応⑦「(イ)～早く安心してふるさとに戻るための工程表の提示と十分な説明を国に強く求めるとともに、国及び～」
85	14	25	(エ)「・・・下水汚泥の適切な処理などを早急に進める」 ※P26の30行も同様です。	市町村の一般・産廃等の処理・処分については、その保管を強要しているだけで、国や県から何も示されない状況であり、また、処理可能施設が設置されています。このことから地元と自治体から受入を拒否されているケースもあり、これまでの処理・処分の行政展開のフローが崩れています。 今後、これらの明確な対応や、必要に応じて法整備も含め、国県等が実施主体となるような、先が見える方針を示していただきたい。	○御意見を踏まえ修正しました。 緊急的対応⑧「モニタリング強化及び環境浄化」(カ)国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法を明示することや最終処分先を確保すること、さらにはこれらの処理に要する費用を全額負担することを求めていく。 ・原子力災害対応②(ウ)〃(再掲)
86	14	26	放射線量低減対策を住民参加により進める・・・に、「警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地域については、国及び東京電力の直轄で徹底した除染を行う」を追加。	警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地域に住む住民は放射線の影響で避難しているため、まず住民が安心して戻れる環境に戻ることが前提条件であり、そのための放射線量低減対策は、国及び東京電力が直轄で早急に実施すべきである。	○御意見を踏まえ修正しました。 原子力災害対応③追加「(エ)特に高いレベルの放射性物質に汚染された地域については、国の責任において、徹底的に除染を行い、住民帰還に向けた環境回復を図っていくことを求めていく。」

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
87	14	28	汚染土などの処分及び除去	放射線量低減対策について、住民参加を求めるのはよいが、第一義的には国、東京電力がこれを行うべきである。	○御意見を踏まえ修正しました。緊急的対応⑧「モニタリング強化及び環境浄化」(力)国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法を明示することや最終処分先を確保すること、さらにはこれらの処理に要する費用を全額負担することを求めていく。 ・原子力災害対応②(ウ)〃(再掲)
88	14	28	各市町村とも下水汚泥が搬出できずその対応は喫緊の課題である。放射性廃棄物の処分に係る記述について、具体的かつ強調していただきたい。	各市町村とも下水汚泥が搬出できずその対応は喫緊の課題である。放射性廃棄物の処分に係る記述について、具体的かつ強調していただきたい。	○御意見を踏まえ修正しました。緊急的対応⑧「モニタリング強化及び環境浄化」(力)国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法を明示することや最終処分先を確保すること、さらにはこれらの処理に要する費用を全額負担することを求めていく。 ・原子力災害対応②(ウ)〃(再掲)
89	14	29	(エ)(略)全責任を負うとともに、早期かつ確実に実施することを求めていく。	現在、放射性物質による汚染土等を一時保管しているが、場所の確保や管理等、その対応に苦慮しており、早急な対策が必要である。	○御意見を踏まえ修正しました。緊急的対応⑧「モニタリング強化及び環境浄化」(力)国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法を明示することや最終処分先を確保すること、さらにはこれらの処理に要する費用を全額負担することを求めていく。 ・原子力災害対応②(ウ)〃(再掲)
90	15	2	風評被害対策強化	国、東京電力、県の原子力災害に係る見解等に対して批判または反対を唱える論調に対し適切な対応ができるよう責任ある安全基準を作成し、安全宣言に向けたロードマップ等作成し、着実な取組みを行うことが必要と考えられる。	○御意見については、復興計画の中で検討します。
91	15	3	放射能不安の軽減を独立した柱立てとして整理頂きたい。	被災住民の多くは「放射線」に対する巨大な不安を抱えている。現在、様々な情報が飛び交っており、比較的信頼できる情報が行き渡っていない状況にある。この傾向を放置しておく、県外避難者は戻ることはなく、さらなる県外避難も懸念される。本県としても戦略的に放射線不安の軽減を図ることを、緊急的対応の主要施策としていれることが必要。	○御意見を踏まえ修正しました。 ・緊急的対応「県民の健康確保」(ク)～さらに、また、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。 ・原子力災害対応④(ア)～〃(再掲)
92	15	4	「～により国内外に迅速・的確に安全性をPRする。あわせて、安全性を確保する仕組みを検討する。」を「安全性を確保し、～により国内外に迅速・的確に安全性をPRする。」に修正。	安全性の確保は、安全性をPRする前提条件である。	○素案のとおりとします。安全性を確保する仕組みは現在確立されていないため、その仕組みづくりを検討していきます。
93	15	6	(キ)(略)あわせて、安全性を確保する仕組みを構築する。	安全性を確保する仕組みについては、早急に構築することが必要と考える。	○素案のとおりとします。安全性を確保する仕組みは現在確立されていないため、その仕組みづくりを検討していきます。
94	15	6	「あわせて、安全性を確保する仕組みを検討する」を「あわせて、安全性を確保する仕組みを構築する」に修正	①「風評被害対策強化」と銘打っているにも関わらず、仕組みの検討はなじまないと思われる。 ②P21の14行目～16行目で農林水産物の安全性が確保できる生産流通体制を構築するためGAPの取り組みや…一体的な構築を推進すると記載されているので、少なくとも農林水産物については安全性確保の仕組みを考えているような構成になっているので、整合性がとれていないように思われる。	○素案のとおりとします。安全性を確保する仕組みは現在確立されていないため、その仕組みづくりを検討していきます。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
95	15	7	観光キャンペーンの前に、大気、土壌、森林、海、水、食に係るきめ細かなモニタリング体制と適時適切な情報公開による安全性PR、を追加。	観光分野についても、風評を払拭するには、第一に、各自が安全性を判断できる情報の公開がまず必要で、さらに、その上で、地域イメージの回復・向上に向けたキャンペーン展開が成立すると考えることから。	○素案のとおりとします。「風評被害対策強化」の項目としては、①農林水産物や工業製品、②観光、を特出しし、②あらゆる産業の生産物の徹底したモニタリング調査とその安全性のPRを行う、とまとめていることを御理解願います。
96	15	9	「観光キャンペーンの強化」の後に「や魅力あるイベント、新たなまちづくりの展開」を追加	「新たなまちづくり」については、緊急的対応とは離れますが、震災以前にも増して魅力ある景観形成やまちづくりに取組まなければ、現実的には本県を訪れる人の増加は期待できないと考えます。今後の意気込みとして加えるべきと考えます。	○素案のとおりとします。緊急的対応として整理していることを御理解願います。
97	15	9	(キ)と(ケ)の統合または、(キ)と(ケ)の差別化を図る。	(キ)と(ケ)をはどちらも、風評被害対策として、モニタリングと安全性PRについてであり、同じ内容である。	○素案のとおりとします。「風評被害対策強化」の項目としては、①農林水産物や工業製品、②観光、を特出しし、②あらゆる産業の生産物の徹底したモニタリング調査とその安全性のPRを行う、とまとめていることを御理解願います。
98	15	11	(ケ)(略)徹底したモニタリング調査を実施し、その結果を迅速かつ正確に公表することにより安全をPRする。	風評被害の払拭にあたっては、調査結果を迅速かつ正確に公表することが必要と考える。	○御意見を踏まえ修正しました。(サ)(略)徹底したモニタリング調査を実施し、その結果に基づいて、迅速かつ正確に公表することにより安全性をPRする。
99	15	16	災害情報の迅速な開示については、県においても、即時的で透明性の高い情報開示を行う旨を記載頂きたい。	国SPEEDIに関する情報伝達が県から届かなかつた故に、高濃度汚染地の浪江町の津島地区に避難せざるを得ない状況、かつ県としても再避難の必要性の認識が低い状況が生じ、地域住民に大きな不安を与えている。その点の反省を踏まえた記載を行って頂きたい。	○素案のとおりとします。御意見の趣旨については、緊急的対応⑧災害情報の迅速な開示に記載していることを御理解願います。
100	15	56	「また」以降を「原子力災害からの復興のプロセスや放射線量の情報を全世界に発信するとともに、物産展や展示会などをとおして、安全性をPRする」に修正	世界の人々が不安視しているのは、農産物や工業製品等の放射線量だと考えますが、注目しているのは、放射線量の低減のためどのようなプロセスで対応しているのかだと思います。こうした原子力災害からの復興過程を明確に情報発信することにより、信頼の回復が図られ、風評の払拭に結びつくものと考えます。	○素案のとおりといたします。復興のプロセスの発信については、今後検討していきます。
101	16	1	「子どもたちが描くふくしまの未来」の項目を追加し、「子どもの不安、訴えを聴取する」、「子どもに対する大人の説明責任」、「子ども復興ビジョン会議」、「夢ビジョンの策定」等、子どもの視点での施策を位置づける。	子どもたちは、校庭やプールの利用制限、修学旅行の先の変更、マスクの着用、野外活動の制約、長年にわたる健康調査、理解できないまま身につけさせられている放射線量測定器など他地域の子どものない不自由があり、今般の原発事故において、国や県、企業(=大人)に対する不信感、失望を抱き、精神的なダメージとストレスがあります。 子どもに「夢」と「希望」を与えることが我々の責務であり、p8での「手紙」にもあるように、子どもの不安、疑問、怒りを大人がきちんと受け止めるとともに、子どもが描く「夢」の実現を図るべきと考えます。(p8の「手紙」をどのように捉えたのか。様々な不自由を与えられている子どもたちが、ふくしまを担う気持ちになるよう、子ども目線での施策の位置づけが重要。)	○御意見として参考にします。
102	16	8	さらにふくしまだからこそ子育てしたいと思われる環境を作っていく。を	あまりに抽象的で、放射線物質の除染の次に、安全・安心の教育環境づくりが抜けているのではないかと感じる。	○素案のとおりといたします。御意見の箇所については、復興ビジョンのリード文であるため、概要を記載していることを御理解願います。
103	16	14	ふくしまならではの教育の部分でふくしま独自の力強い何かの表現が欲しい。	「ふくしまならではの」表現は、震災でダメージを受けたことを思うとおかしいと思われる。	○素案のとおりとします。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
104	16	18	「日本一」という表現がこの場合ふさわしいのか。	「日本一安心して」という表現が、意気込みとして分かるが、現在、以前のような豊かな自然環境に恵まれたふくしまを復活させることが大切なことであり、無理な意気込みの表現が必要なのか疑問であるため。	○素案のとおりとします。 原子力発電所事故があったふくしまにおいては、次世代を担う子ども等がこの地で生活するには「日本一安心して」子どもを生み、育てやすい環境の整備が必要であると考えています。
105	16	18	日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備	子どもを持つ親の心配を解消する努力が必要と考えられる。	○素案のとおりとします。 御意見については、ふくしまの未来を担う子ども・若者の育成①に記載しているとおり、適時適切な情報提供を行い、親の心配を解消していきたいと考えています。
106	16	21	きめ細かな健康診断を行い、この結果をもとにそれぞれに応じた健康増進に向けた取り組みを行う。に改める。	健康診断を行った、その後が一番大切になってくる。個人個人の結果に基づき適切な健康保持に向けた取り組みを行わなければならない。	○御意見を踏まえ修正しました。 「～きめ細かな健康管理を行い、その結果をもとに、それぞれに応じた健康増進に向けた取組みを行う。」
107	16	34	「確かな学力を身に付けさせる。」を、「確かな学力を身に付けることのできる環境づくりを進める。」に修正。	行政側、学校側では、子どもたちにとって学びやすく豊かな教育環境づくりに取り組むことで、ふくしまや国の発展を支える人づくりを進めていく必要がある。	○素案のとおりとします。 環境づくりのみならず、確かな学力を身につけることが重要である旨を記載しております。
108	17	5	「屋外でも安心して運動できる」を「屋外でも安心して遊び、運動のできる」に修正	「運動」の表現は、除染された「運動施設」に限られているような印象を受けます。 放射能汚染の拡大、風評により、子どもたちが屋外で「遊ぶ」ことがなくなりました。 虫取り、魚釣り、川遊び、海水浴など、子どもたちのフィールドは県土全体に及びます。 心身ともに健やかに成長するためには、子どもたちが自由に「遊ぶ」ことのできる「もとどおり」の環境の再生が求められます。	○御意見のとおり修正しました。
109	17	7	健康教育に食の教育を追加。	これまで、食の安全を基本としつつ、地産地消を進めながら給食食材を生きた教材として活用し、食育を推進してきた。 現在、内部被ばくが懸念され、農畜産物への関心が高まっている状況にあり、生きるための基本的な知識である食の教育の重要性が高まっているため。	○御意見を踏まえ修正しました。 「～健康教育及び食育を進める。」
110	17	15	相双地区は今までも教育体制が弱いとされていた。人材育成のための高等教育機関の設置も国に主張してもらいたい。		○御意見として参考にします。
111	18	19	(ア)～支援する。また、仮設住宅の恒久的な対策についても検討する。	仮設住宅については、やはり恒久住宅対策が重要。	○御意見を踏まえ修正しました。 「(ア)～支援する。また、恒久的な住宅対策についても検討する。」
112	18	23	避難住民とともに生み出す地域の活性化	避難住民の事業再開等に対して空き店舗対策、遊休農地活用等新たな視点での支援策が必要と考えられる。	○御意見については、復興計画の中で検討します。
113	18	24	「避難住民が、県内の過疎・中山間地域などで事業を再開・起業することを希望する場合は」を「避難住民の県内での事業の再開、起業について」に修正	地域を限定するのではなく、広く捉えるべきと考えます。(限定するのであれば理由をしっかりと述べるべき) また「希望する場合は」ではなく、再開、起業をきちんと誘導すべきと考えます。	○御意見を踏まえ修正しました。 「避難住民が、県内の過疎・中山間地域などを始め、県内各地で事業を再開・起業することを希望する場合は～」
114	19	11	「古くから伝わる祭や文化財、伝統芸能など地域の伝統文化」を「古くから伝わる祭礼・芸能・行事などの文化や文化財」に修正。	文章の整理	○意見を踏まえ修正しました。 「古くから伝わる祭り、芸能、行事などの文化や文化財」
115	19	11	「伝統文化や、」の後に「ふるさとの自然、歴史的な雰囲気などの」を追加	今般の震災では、本県独自の自然景観、歴史的景観の多くが罹災、喪失しました。残された自然や歴史的な建造物などを地域の宝として再認識するとともに、地域の伝統文化と同様に継承、保存、活用(振興)される必要があります。「ふるさとの景観」のイメージを具体的に示すため左記のような表現を追加することが望まれます。	○御意見のとおり修正しました。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
116	19	13	「地域の伝統文化」の後に「や自然、歴史的建造物などの景観資源」を追加	今般の震災では、本県独自の自然景観、歴史的景観の多くが罹災、喪失しました。残された自然や歴史的な建造物などを地域の宝として再認識するとともに、地域の伝統文化と同様に継承、保存、活用(振興)される必要があります。「ふるさとの景観」のイメージを具体的に示すため左記のような表現を追加することが望まれます。	○御意見のとおり修正しました。
117	19	14	「ふるさとの景観の再生を支援する。」を「ふるさとの景観の再生と一層の魅力の向上を支援する」に修正	「再生」については、地震、津波災害にあった地域を従前の状態に戻すことのみをイメージします。原子力発電所事故の風評により大きなダメージを受けた本県観光の振興には、以前にも増した魅力の向上が必要と考えます。	○御意見のとおり修正しました。
118	19	21	「県民運動の取組み」を「県民運動等の取組み」もしくは「県民運動に高めるなど、その取組みを」に修正	「県民運動」としての取組みだけが良いのかが疑問です。(「国内外に発信する県民運動」のイメージがつかめません。)	○御意見を踏まえ修正しました。「県民運動などの取組み」
119	19	22	「ふくしまをテーマに議論する」を「ふくしまの未来を描く」等に修正	何をテーマにするのかイメージされません。	○素案のとおりとします。ふくしまをテーマとは、ふくしまに関するもの全てを想定しております。
120	20	16	①本県産業の再生・発展 (イ)被災により移転を余儀なくされ事業の継続ができない事業者に対して、事業所用敷地や代替工場の紹介などを通じて事業再開を支援するとともに、原子力災害が収束した時点において、これまでの地域で事業が再開できるよう新たな支援制度を確立する。また、被災住民の生活安定のため、就業の場及び住まいの確保に取り組む。	原発事故により移転するための補助制度は用意されているが、生まれ育った地元に戻る場合の補助制度についての記載がないため、復興ビジョンに盛り込むべきと考えます。	○御意見を踏まえ修正しました。新たな時代をリードする産業の創出①(追加)「(エ)ふるさとに帰還した際の生活や事業の再建に係る支援を実施する。」
121	20	20	「支援する。」の次に「また、県外への企業流出を防止するため、県内での操業に関してインセンティブとなるような制度を創設する。」を加える。	放射能汚染及び風評被害は長期化が予想されることから、既存企業の県外流出防止についても長期的な取組みが必要となるため。	○御意見のとおり修正しました。
122	20	20	「紹介などを通じて事業再開を支援する」を「紹介を含めた開業支援を行う」に修正	「紹介」だけではなく、財政的支援を含めて支援すべきと考えます。	○素案のとおりとします。御意見については、素案に含まれていることで御理解願います。
123	20	20	「また、～」を「また、避難住民の生活の安定のため、避難先における新たな就業の場の確保に取り組む。加えて被災事業所等と従業員が一体となった移転などについての支援を図る。」に変更	避難されている方々が、避難している地域において従前と同様な業種に就けるような取組み、被災企業(工場、商店などを含む)と従業員が一体となった移転、畜舎などの移転の対策も必要と考えます。	○素案のとおりとします。御意見については、素案に含まれていることで御理解願います。
124	20	29	新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出	被災者の緊急的な雇用対策が重要であるとともに、喪失した多くの雇用の場を新たに創出することが重要と考えられる。	○御意見のとおり、新たな産業の創出により、雇用の場を確保する必要があると考えています。
125	20	29	「③新たな時代をリードする産業の創出」の前提条件となる放射能汚染の影響からの脱却を明示することが必要	「③新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的発展」においては一部「放射能汚染」の表現が見られますが、p20の25行(エ)や33行(イ)、p21の18行目(イ)、25行目の(エ)、36行目の(イ)についても、その前提となるのが「放射能汚染対策」であり、こうした前提条件を表現的に整理したうえで、施策を述べる必要があると考えます。	○素案のとおりとします。新たな時代をリードする産業の創出のリード文において、「原子力災害などを克服し、～産業振興の取組みを行う。」と記載しており、放射性物質による汚染からの環境の回復を前提としていることを御理解願います。
126	20	31	図るとともに、原子力工学に関する大学、学部 の充実、更にはエネルギーの全ての研究機関を集積し、	将来は原子力に依存しない社会を目指すのが、当面原子力発電は新しい安全基準の下、必要な発電手段である。また、原発事故を機に、この地に今後のエネルギー基地を建設し、新エネルギーはこの地から発信すべきである。	○素案のとおりとします。なお、御意見として参考にします。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
127	20	33	「ふくしまが誇る観光資源を再生・活用し」を「ふくしまが誇る観光資源に一層磨きをかけ、これを活用し」に修正	観光資源を再生するだけでなく、新たな魅力を創出することが必要と考えます。	○御意見を踏まえ修正しました。「(イ)ふくしまが誇る観光資源を再生し、一層磨きをかけ、国内外から～」
128	20	36	「MICEの誘致」の後に「や中国と関係の深い本県の強みを生かし、中国からの医療ツーリズムの受入を推進する」を追加	県として中国との友好提携を行っていることをはじめ、県内自治体においては中国との交流が行われている自治体が多くあります。中国の医療滞在ビザ延長を踏まえ、中国からの医療ツーリズムの積極的受入れが望まれます。 また本県に「医療産業」を集積することで、この取組みを後押しすることも有効と考えます。(本県は観光が主要な産業であるにもかかわらず、観光に対する施策(記述)があまりにも少なく感じます。)	○素案のとおりとします。海外からのメディカルツーリズムについては、県内で医師が不足していること、外国人受入れに労力があること、更には訴訟リスクが高いことなどの課題があり、受入体制が十分に整っていないため、まずは県内の医療体制の整備・充実を図ることが重要であると考えております。
129	20	37	「今後成長が見込まれる～では」を削除。「世界をリードする医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造といった医療産業の集積、先端的な医療機関の誘致に向け働きかけを進めるとともに、産学連携による最先端の医薬品・研究開発を支援する。また」を追加	医療産業の集積については、国の「東日本大震災復興構想会議の提言」の中で「福島県への集積」が提言されており、これを受け、国の提言と同様の力強い表現とすることが望まれます。	○御意見を踏まえ修正しました。「(ウ)～放射線医学の研究推進や診断・治療技術の高度化などに関連させながら、世界をリードする医療機器・医療ロボットの研究開発、製造といった医療産業の集積や創業開発への支援～」
130	21	9	「原子力発電に代わる」を削除	「新たな産業の創出」は「原子力発電」の代替といった視点ばかりではなく、全県的な復興に必要なものと考えます。	○素案のとおりとします。御意見については、原子力発電所事故の影響が大きいことを考慮した記載となっていることを御理解願います。
131	21	10	(3) 新たな時代をリードする産業の創出 (2) 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出に、(キ)として次の事項を追加 「日照時間の長さなど浜通り地方の恵まれた自然条件を生かし、太陽光や蓄電池など新エネルギー関連企業の誘致に取り組み、生産拠点として新たなサプライチェーンの構築に結びつける。」	震災により地域産業のサプライチェーンが解体化されており、今後、地域性を生かした新たなサプライチェーンの構築を図る必要があるため。	○素案のとおりとします。御意見については、復興計画の中で検討します。
132	21	13	農産物のモニタリング体制の強化に対する施策を追加	現在作付けしている作物に対する対策、米等のモニタリング体制の確保、家庭菜園等の作物のモニタリングなどの対応が必要である。	○具体的な施策は、復興計画の中で検討します。
133	21	18	「野菜工場」と「植物工場」の語句の統一	P32の用語解説では、「植物工場」となっている。	○御意見を踏まえ修正しました。用語解説を「野菜工場」に修正。
134	21	33	(ア)産業・物流の拠点となる、小名浜港や相馬港、工業団地などの復旧と整備、災害に強く広域ネットワークの拠点である福島空港の活用を積極的に図るとともに、(以下略)	今回の大震災の影響を受けず、救援の拠点ともなった福島空港について、国内外に「安全・安心な福島」をPRするため。	○御意見のとおり修正しました。
135	22	7	「その情報伝達・避難誘導は困難を極めた。」を「その情報伝達、避難誘導、そして被災者支援は困難を極めた。」に修正	原子力災害による被災者支援についての記載がないため。	○素案のとおりとします。当該項目は、防災機能、インフラ整備などを中心に記載していることを御理解願います。
136	22	9	「減災」と「防災」の区別を明確にすること。	自然災害に対しての「減災」はわかるが、原子力災害等の災害については「完全な防災」の考えにより進めるべきである。	○素案のとおりとします。原子力発電所の安全性の確保は当然ですが、万が一の場合も想定しなければならぬことが今回の事故で証明されたため、減災の考えは必要と思います。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
137	22	17	「①ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり」を「①ハード・ソフト両面から防災及び被災者支援機能が抜本的に強化されたまちづくり」に修正し、さらに、(イ)の「様々な代替手法の確保とネットワーク化により、万一の場合に対応できる」を「様々な代替手法の確保とネットワーク化により、被災者支援機能の強化を図るなど、万一の場合に対応できる」に修正	原子力災害による被災者支援についての記載がないため。	○素案のとおりとします。当該項目は、防災機能、インフラ整備などを中心に記載していることを御理解願います。
138	22	19	防災に関する計画の見直し	市町村での地域防災計画の見直しも早急に必要課題となっていることから、市町村との連携、市町村計画のモデル等早期に示されることが必要と考えられる。	○御意見として参考にします。
139	22	20	様々な代替手法	今回の震災において本町に係る国道4号、主要地方道に壊滅的な損壊はなく早期に復旧がなされ大きな支障は生じなかったが、今後の備えとして、さらに震災に備えた強固な整備あるいは国道4号の4車線化などにより避難、輸送のルート確保が必要と考えられる。	○素案のとおりとします。県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援として、平成23年7月21日に国へ要望しております。なお、国道4号線の拡幅も含まれています。
140	22	21	「万一の場合に対応できる」を「万一の場合にも対応できる」に修正	「万一の場合」の対応だけではなく、日常的にも「余力(利便性等も兼ね備えた)」をもったまちづくりを進めることが必要と考えます。	○御意見のとおり修正しました。
141	22	23	県と各市町村の確実な通信網の確立を追加	県と各市町村の電話線の遮断など、通信網が寸断され通信できなくなっていた。そのために、正しい情報が伝わらず、例えば、浪江町民の方々が線量の高い津島に避難したまま4日間いるようになったのではないかと考える。 このことから、県と各市町村は、正しい情報を県民に伝えることが大切であると考え。特に、緊急時における通信網の確立が大切であり、避難先でも情報がキャッチできる防災無線の充実が必要と考える。 県の防災センター等を設立し、「漏れなく、正しい情報を、確実に、早く伝える」ことができる防災無線等の通信整備に取り組んでほしい。	○素案のとおりとします。御意見については、災害に強く、未来を拓く社会づくり①(イ)に含まれていることで御理解願います。
142	22	24	国道114号も大切であり、5年での対応を要望する。	国道114号は避難のための中核を担い、医療、防災のために重要な基盤となった。浜通りと福島市、伊達市との連携を図るためにも重要である。	○御意見として参考にします。
143	22	25	今回の震災で大きな役割を果たした「磐越自動車道(完全4車線化)」、「磐越西線」、「会津鉄道」、の機能強化に加え、「会津縦貫自動車道」の早期整備を加える。	「ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり」には、今回の震災に大きな役割を果たした会津地方における交通網の拡充、整備も欠かせないものと考えます。また「会津地方」を通る交通軸についても「相双地方の復興」に寄与するものと考えます。	○素案のとおりとします。被災の大きかった浜通りを中心に記載していることを御理解願います。
144	22	27	「縦・横6本の基幹的的道路」を明示すべき。	「縦・横6本の基幹的的道路」がどこなのか、県民がわかるようにすべきと考えます。	○素案のとおりとします。6本の基幹道路は14本あり、全て記載することは文章の構成上、難しいため、記載しませんでした。なお、基幹道路は次のとおりです。 【縦・中通り軸】東北縦貫自動車道、国道4号 【縦・浜通り軸】常磐自動車道、国道6号 【縦・会津軸】会津縦貫北道路、会津縦貫南道路、国道118号(R121～R49)、国道121号 【横・北部軸】東北中央自動車道、国道13号、国道115号(R6～R4) 【横・横断道軸】東北横断自動車道、国道49号 【横・南部軸】国道289号(福島県土木部「ふくしま道づくりプラン」による)

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
145	22	29	最悪の状況において住民を支援する機能を確保するために、県庁や合同庁舎の耐震性確保を優先的に実施して頂きたい	今般の災害で、初動やその後の対応で遅れが生じ、現場の自治体は非常に厳しい状況に置かれた。その原因の一つとして、県庁や合同庁舎など災害対応にあたる主要庁舎が最初に被災したことが挙げられる。今回の反省を踏まえ、必要な投資として確実な整備を図られたい。	○県庁舎及び県合同庁舎に関しては、耐震性の確保されていない庁舎の耐震対策を引き続き実施していきたいと考えています。
146	22	30	「インフラの防災機能の強化を図る」を「インフラの防災機能の整備と強化を図る」に修正。	救援物資等の円滑な配送に当たっては防災中継拠点が必要であり、特に基幹となる国道を中心とした整備が必要となるため。	○素案のとおりとします。機能の強化は整備の面も含まれていることを御理解願います。
147	22	31	(ウ)(略)福島空港を最大限活用できるよう、その機能強化を図る。	福島空港が拠点として機能するためには、県中以外の各地域と空港のアクセスを充実させ、さらに利用促進を図る必要があると考える。	○御意見のとおり、福島空港の利用促進を進めていきたいと考えています。
148	22	32	「緊急時の交通ネットワーク・救援物資の輸送・備蓄の拠点として福島空港を最大限活用～」に「磐越自動車道」、「磐越西線」、「会津地域」を加えるべき。	今般の震災において、本県をはじめ東北地方被災地への物資の輸送、人の移動に大きな役割を果たしたのは、「福島空港」のみではなく、「磐越自動車道」、「磐越西線」、「会津鉄道」、国道118号、121号が果たした役割は非常に大きいものと認識しています。特に「磐越自動車道」については、中越沖地震の際にも大きな役割を果たした経過にもあります。 東北から首都圏、さらには関西以へとなぐ交通の結節点を持つ「会津地域」も、交通ネットワーク・救援物資の輸送・備蓄の陸上輸送の拠点として位置づけることが災害に強い県土形成に必要ではなかと考えます。(今般の震災のように太平洋岸の港湾が壊滅的な被害を受けた場合は、日本海側の港湾が重要な役割を担うことも考慮すべき。)	○素案のとおりとします。御意見については認識しておりますが、ここでは空港と港湾の例示にとどめたことを御理解願います。
149	23	7	災害に強く、将来像を共有しながら進める地域づくりに「土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組みづくり」を加えること。	原子力災害で被害を被った福島県太平洋沿岸市町村(いわゆる福島県浜通り地方)の住民は、住居、宅地、商業施設等を失って、福島県内陸部等へ緊急避難しており、原発事故の収束作業、その後の放射能除染作業は、相当長期の時間を要する見込みである。また、除染が進んでも、場所によっては、元の住居等へ戻れる保証がない住民が生じる恐れもある。 そうした中、避難住民からは、可能な限りまとまったエリアでの生活再生を望む声が出ており、現在の避難先である福島県内陸部市町村の中に、新しい居住、生活、経済活動エリアの確保をしたい機運がある。 これらに応えるため、受入先市町村の土地利用について、土地利用規制等の緩和、避難者の住宅地・経済活動施設等の一体的な整備等の特例措置の対象となるようにすべきである。	○素案のとおりとします。御意見については参考とします。
150	23	7	防災集団移転促進事業でも、分譲できるように制度要望してほしい。		○御意見として参考にします。
151	23	7	沿岸被災地域について、高台移転希望もあれば、減災で今のところにすみたいという希望もある。都市計画を含めて県の考えを示してほしい。	いわきでは沿岸部で15地区が被災した。現在地元の意見を聞いている段階だが、それぞれの地区で考え方が違う。	○地域の声を踏まえた、被災地域のまちづくりなど進める必要があると考えております。
152	23	17	「コンパクトで人中心のまちづくり」について	素案のコンパクトシティの記載では、中山間地域に人を住ませないというふうにとらえかねない。	○御意見を踏まえ修正しました。「～将来の土地利用を踏まえ、近隣の農山漁村と連携を図りながら、自然環境、景観やユニバーサルデザインにも配慮した、歩いて暮らせるコンパクトで人中心のまちづくりや地域づくりを進める。」
153	23	20	避難受入自治体において、被災自治体と連携した災害に強い新たな居住コミュニティづくりを追加。	何年先にふるさとへ戻れるのかわからない状況において、避難受入自治体に、被災自治体の住民が定住するための新たな居住地域の設置や災害に強い新たなコミュニティづくりに取り組む必要があると想定されるため。	○素案のとおりとします。御意見については、地域のきずなの再生・発展①に含まれていることを御理解願います。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
154	23	25	「(イ)～避難誘導などの強化、福祉避難所の十分な設置、要介護者の～」	福祉避難所の設置を位置付けてほしい。	○御意見のとおり修正しました。
155	24	2	防災リーダーの育成	今後、防災士の育成、防災ボランティアの確保等が重要と考えられることから、福島県独自の研修システムの構築等必要と考えられる。	○防災の研修システム構築等については、今後参考にします。
156	24	9	「今回の災害」を「今回の震災、さらには原子力災害」に修正	「アーカイブセンター」については、他県でも同様の動きがあります。本県においては、地震による被害とともに、原子力発電所事故による原子力災害が加わっており、「原子力災害」を明示し、この目に見えぬ災害が県民に与えている不安と恐怖を後世に伝えるべきと考えます。	○御意見を踏まえ修正しました。「今回の地震・津波災害及び原子力災害」
157	24	9	戦略性を持ったアーカイブセンターの設置について	アーカイブセンターについては複合災害研究拠点として検討頂きたい。この悲惨極まりない災害を後世において忘却させることなく、亡くなられた方々の鎮魂、苦痛を味わった教訓の着実な継承を図るためにも、本災害の伝承拠点と複合災害の研究拠点を設けることが必要である。さらに、このような拠点を設けることで、世界的な特別な意義を有する地域として、我が国における社会的なコンセンサスを長期的に確保することが可能となる。そのようなコンセンサスが長期的に継続することで、再生可能エネルギーや医療拠点の整備等が重点的かつ長期的な継続が可能となる。	○御意見を踏まえ修正しました。災害に強く、未来を拓く社会づくり⑧「(ア)～人類史上経験がないような今回の地震・津波災害及び原子力災害の体験や～」 なお、御意見は参考にします。
158	25	11	再生可能エネルギーの推進地域について、「原発事故被災地域において」との記載を明記頂きたい。	原発事故被災者の多くは、放射能の不安だけでなく、主要産業の喪失という課題を抱え、将来の展望が見いだせない状況にある。その課題に対する対応として掲げた項目だが、住民不安を受け止めると、当該地域において、県として将来性のある代替雇用先を用意していくことを明確に示していくことが必要ではないか。	○御意見については、復興計画の中で検討します。
159	25	18	「大幅な普及」を「大幅な普及のための取組み(支援)」に修正	「大幅な普及」のための対応策が必要と思われます。	○素案のとおりとします。「大幅な普及や～を進める」と記載しています。
160	25	20	(エ)太陽光やバイオマスを活用したエコタウン都市を建設し、内外に発信する。	災害時にもエネルギーを自家調達できる地区を建設することにより、再生可能エネルギーモデルとして、今後のエネルギー行政の先駆けとしたい。	○素案のとおりとします。御意見については、再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり②に含まれていることを御理解願います。
161	25	22	「導入などを進め」を「導入に対しインセンティブを与える制度の創設など」に修正	前記同様、家庭や企業における再生可能エネルギーの普及においては、何らかの支援が伴わなければ普及促進は図れません。 本県全域をモデル地区として取組みを推進する(28行の「それぞれの豊かな自然環境」に対応)など、国や再生可能エネルギー関連企業からの支援を含め、県が主体的に取組む姿勢を表現すべきと考えます。	○素案のとおりとします。導入などを進める具体的な施策は、復興計画の中で検討します。
162	25	30	再生可能エネルギーによる発電や熱利用を大きく進める	田村市内で風力発電事業を行う電源開発(株)によれば、行政が特区を利用して後押ししてくれることにより、風力発電の導入が促進されるとのことである。	○御意見として参考にします。
163	25	32	再生可能エネルギー関連産業の集積	国が積極的に設置することが必要と考えられる。	○東日本大震災からの復興の基本方針に、福島県における再生可能エネルギーの研究拠点の整備、関連産業の集積が盛り込まれました。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
164	25	35	「スマートグリッド～」の前に「再生可能エネルギーの利用とともに、蓄電池の導入やガスなどを活用したコージェネを総合的に組み合わせ、地域で自立したエネルギー供給システムを確立するとともに、」を追記	国の「東日本大震災復興構想会議」の提言にも、左記追記と同様の記載があり、本県がエネルギー供給のモデルとなるためにも、エネルギー自立を進める必要があり、再生可能エネルギーとともに、蓄電池やガスコージェネを組合せたシステムの構築が有効と考えます。 特に ガスの活用は、日照等の影響を受ける太陽光発電に比し、普及速度が速いものと考えられ、またガス供給と関連機器については、地域企業との関連も深く、地域経済への効果も期待できます。	○御意見については復興計画で検討します。
165	26	1	原子力災害対応の前提条件が除染が可能であることが前提となっているが、完全に除染できない場合の計画も作成する必要があるのではないか。	当自治体の場合、汚染濃度が非常に高いため	○復興ビジョンでは避難者がふるさとで元氣な生活を取り戻すことができることを思って策定しています。なお、復興計画では原子力事故の収束状況等を踏まえて追加・修正を行います。
166	26	12	原子力に係る国際機関の誘致を含める	朝日新聞の特集記事「グローブ(6/19～7/2)」によれば、国際放射線防護委員会には本部組織はなく、世界各国で放射線関連の研究や業務に携わる約250人の専門家のネットワークで、専従はカナダに住む2名のスタッフだけとのこと。本部組織がないのであれば、FUKUSHIMAへの誘致の可能性は期待できる。	○御意見として参考にします。
167	26	19	「世界的な権威による放射線量の基準づくりを国に要請する」旨を追記	国が定める様々な放射線量の基準設定に対する不信感を払拭するため、世界的権威による放射線量の基準を設定することが望まれます。 このことにより、全世界にフクシマの安全性をアピールできるものであり、フクシマのみならず、日本の信頼回復につながるものと考えます。	○御意見を踏まえ修正しました。 ・緊急的対応「県民の健康確保」(ク)～さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。 ・原子力災害対応④(ア)～〃(再掲)
168	26	19	全県におけるモニタリングの充実・強化に農産物に対する放射性物質測定の実施強化を追加。	風評被害対策としてだけではなく、安全安心のために、農産物やその加工品に対する測定体制を強化する必要があるため。	○素案のとおりとします。 御意見については、緊急的対応「風評被害対策強化」に記載しています。
169	26	25	「評価し、県民にわかりやすく情報発信する。」を「評価し、評価の根拠となる基準などその内容も含め、県民にわかりやすく情報発信する。」に修正する。	モニタリングの数値の意味するところ、健康にどの程度の影響をおよぼすのか、判断できるわかりやすい基準が示されていないことが、住民の大きな不安へと繋がっており、県外への自主避難や風評被害等の要因となっているため。	○御意見を踏まえ修正しました。 ・緊急的対応⑧(ク)～さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。 ・原子力災害対応④(ア)～〃(再掲) ・原子力災害対応①(ウ)「各種の環境放射線のモニタリング結果を一元的に解析、評価し、県民にわかりやすく迅速に情報発信するほか、放射線に関する知識の普及を進める。」
170	26	25	モニタリング結果の解析、評価、情報発信	原子力災害による放射線量に対する住民の理解、対策のために各市町村では講演会等により対応しているが、統一された基準、見解ではない状況にあることから、今後は、福島県全体で統一された基準のもとに対応することが重要と考えられる。	○御意見を踏まえ修正しました。 ・緊急的対応「県民の健康確保」(ク)～さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。 ・原子力災害対応④(ア)～〃(再掲)
171	26	25	評価すると共に、数値としての指標を掲げ、県民に分かりやすく…発信する。更に、ステップⅡ以降の工程表を早期に国に求めていく。	数値を示すことが何より安心を提供できることから、帰宅に向けては、ステップⅡ以降、どの段階で帰宅できるのかを国に求めることが住民の願いであるから。	○御意見を踏まえ修正しました。 原子力災害対応⑦「(イ)～早くふるさとに戻るための口程表の提示と十分な説明を国に強く求めるとともに、国及び～」

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
172	26	28	②身近な生活空間における放射線量の徹底した除染の実施に「(イ)緊急的に実施する市町村や住民の除染活動を支援するとともに、除染により発生した土砂等の廃棄物の処理方法と処分場所を早急に明らかにする。」を追加する。	今現在、住民は放射能の影響を受けており、除染は、緊急に実施すべき課題であり、市町村や住民が自主的に実施する活動を全面的に支援する必要があるため。	○御意見を踏まえ修正しました。緊急的対応「モニタリング強化及び環境浄化」(カ)国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法を明示することや最終処分先を確保すること、さらにはこれらの処理に要する費用を全額負担することを求めていく。 ・原子力災害対応②(ウ)〃(再掲)
173	26	28	身近な生活空間における放射線量の徹底した除染の実施について、一般住宅における除染方法及び指導を追加する。	公共施設等における除染の実施は示しているが、特に身近な生活空間である一般住宅での放射線対策が不可欠であるため。	○御意見については、今後の取組みの中で検討します。
174	26	28	現状の数値を考慮した市町村別の年間被ばく線量の目標値を具体的に示す必要があるのではないだろうか。	「徹底した除染の実施」をするためには、目標値は必要だと考えます。	○御意見を踏まえ修正しました。 ・緊急的対応「県民の健康確保」(ク)～さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。 ・原子力災害対応④(ア)～〃(再掲)
175	26	28	除染を行う場合の「基準」の考え方等を加える。	身近な生活空間の除染について、実施範囲や優先度を考慮する際の基準が明確になっていない状況にある。また、特に子供の生活に関して独自に基準を設ける自治体の動きもあるので、「基準」について、国に求めるのか、県で設けるのかなど方向性を示していただければと思います。 どの数値まで低減するのが不明。	○御意見を踏まえ修正しました。 ・緊急的対応「県民の健康確保」(ク)～さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。 ・原子力災害対応④(ア)～〃(再掲)
176	26	29	「学校、通学路」を「学校、通学路、生活が営まれる家屋」と加筆。	私有財産として「農地」を除染の対象に掲げるのであれば、全ての私有財産も当然対象として明記すべき。	○素案のとおりとします。 「学校、通学路など」と記載していますので、対象とはなることを御理解願います。
177	26	29	(ア)警戒区域はもとより、ホットスポット等、空間線量の多い地区については、大規模除染を実施すると共に、学校、通学路……	警戒区域については、帰宅するための必要条件がまずは除染であることから、一步踏み込んで記載していただきたい。	○御意見を踏まえ修正しました。 原子力災害対応②(追加)「(エ)特に高いレベルの放射性物質に汚染された地域については、国の責任において、徹底した除染を行い、住民帰還に向けた環境回復を図ることを求めていく。」
178	26	34	放射性物質に汚染された大気・土壌・農地・森林などの浄化については、あくまでこの地に住み続けるという生活者の視点を踏まえ、世界の英知を結集して調査研究を進めるとともに、県内を拠点とした国際的な研究機関の整備により、技術的開発や実証実験を行う。	本県が抱える問題の大きさと長期的対応の必要性を強く訴えるため。	○素案のとおりとします。 リード文で、すべての県民が安全で安心に暮らすことのできる社会を目指すと記載していることを御理解願います。
179	27	3	「高いレベルの放射性物質に汚染された廃棄物の処分は福島県を最終処分場にはしない」とあるが、「高いレベル」の具体的な定義如何。		○通常の廃棄物最終処分場で処分できないレベルの放射性物質を含む廃棄物と考えています。
180	27	3	(エ)「高レベルの…」	「高レベル」は具体的に示すべき。	○通常の廃棄物最終処分場で処分できないレベルの放射性物質を含む廃棄物と考えています。
181	27	10	(イ)(略)最先端治療拠点を創設する。また、国際的な保健医療機関の誘致を進める。	長期的な視点に立って県民の利便性を考慮すると、県中地区に誘致することが最適である。なお、本市においては、工業団地予定用地としての150haを提供する用意があり、今後の県民の健康の保持・増進に関して、その一翼を担いたいと考える。	○具体的な拠点については、復興計画の中で検討します。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
182	27	10	「県立医科大学」に「会津統合病院(仮称)(会津医療センター(仮称))」を付記	福島県内は放射線量が高い地域と比較的低レベルの地域があり、より精度を高めた放射線医学に関する研究等には、地域の放射線量等の状況を考慮し、放射線量の低い会津地域への設置を検討すべきと考えます。 会津においては、県立医科大学の附属病院として「会津医療センター(仮称)」の整備が進められており、当該施設がこれを担うことが望まれます。	○素案のとおりとします。 具体的な拠点については、復興計画の中で検討します。
183	27	10	県立医科大学などでの放射線医学に関する研究や診察機能を充実強化するとともに、既設の周産期医療の拠点病院を中心に、その機能や人材の再編などにより、長期的な子どもたちの健康管理体制を整備するなど、放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点を創設する。(以下略)	特に乳幼児や児童など、次代を担う子どもたちの健康を守ることは最も重要かつ喫緊の課題であり、子どもたちの長期的な健康管理体制の整備を行う必要があるため。	○素案のとおりとします。 御意見については認識していますが、ここでは全ての県民を対象とした内容になっております。
184	27	16	⑤、⑥について、双葉郡、双葉地方を重点的に実施する旨の表記が必要	双葉郡・双葉地方は原発事故の被害を一番多く受けていて、このままだと自治体の存続自体が危うくなってしまう可能性があるため、産業・機関の整備が必要不可欠であるため。	○素案のとおりとします。 具体的な場所等については、復興計画の中で検討します。
185	27	16	原子力災害を克服する産業づくりに おいて、再生可能エネルギー等の重点整備を記載頂きたい。	現記載内容は、「放射線不安・風評被害を克服する産業づくり」が適切。仮にタイトルを現行のままとするならば、原災被災地に雇用の場を生み出す観点も含め、再生可能エネルギーや低炭素エネルギー拠点などの集中整備といった重要施策を盛り込むことが必要ではないか。	○素案のとおりとします。 御意見については、原子力災害により最も影響を及ぼしている放射線不安・風評被害を払拭することが雇用を生み出すことで御理解願います。
186	27	35	放射線による子どもの健康モニタリングや健康被害防止対策が可能な施設を県内に設置するような項目・原子力災害に関する調査研究機関を地元を設置するような項目を追加してはどうか。	須賀川市長から提言のあったような施設を地元を設置し対策が必要と思われるため。	○御意見として参考にします。
187	28	3	原子力発電所事故については、事故そのものに対する検証内容はもとより、事故収束のためのあらゆる事項に関し情報開示を求めるとともに、国の責任の下、国際的にも通用する適切な安全基準を制定するよう、国に対し強く働きかけていただきたい。	復興を進めるにあたっては、原子力事故に対する情報開示とともに、適切な安全基準の制定が重要であるため。	○御意見の内容を平成21年7月21日に国へ要望しました。
188	28	11	「全損害の迅速な賠償・補償」の前に、「国の避難指定や出荷制限等の措置の有無にかかわらず」を加える。	避難指定等区域外における放射能の影響や風評被害なども含む損害として、「全損害」の内容を明確にするため。	○素案のとおりとします。 原子力賠償の範囲は、原子力損害賠償紛争審査会で整理されることとなります。
189	29	1	国のビジョンが定まっていなので具体性が欠けるが、福島県としての強い意志をもっと示してよいのではないか。	大胆な発想の具体的な内容を加えた方が、県の強い意志を感じられるため。	○具体的な内容については、復興計画の中で検討します。
190	29	16	未曾有を修正	「県は、未曾有の災害に対して、」とあるが、「原発は人災である」と捉えている。「未曾有」という表現ではない別な表記ができないか。	○素案のとおりとします。 原子力災害に未曾有という表現を用いても問題はないと認識しています。なお、国の復興の基本方針でも記載しています。
191	29	16	県の役割について、市町村を支援する役割だけでなく、専門性、広域性を担う自治体として、主体的な関与を行う部分も記載することが必要ではないか。	今回の被災において、市町村の役割が大きいことは広く認知されたところであり、それを受けた記載は適当であるが、本県における広域自治体としての県も、より主体的な課題解決を図る旨の記載があることが望ましいのではないか。	○素案のとおりとします。 御意見の趣旨は、「復興ビジョン実現のために」などに含まれていることを御理解願います。
192	31	1	文言、用語解説	横文字、専門用語が多い。巻末に用語解説があるが、「そのページの下の欄」にも書くか、「注〇〇」とでも表記し、後ろに解説があるのが分かるようにしてほしい。	○御意見を踏まえ修正しました。 注釈を付け、後に用語解説を載せました。

No.	頁	行	該当項目名	意見等の内容	県の考え方
193	31	10	「といます。」を「という。」に修正。	他と統一するため。	○御意見のとおり修正しました。
194	31	11	「インフラ」「トレーサビリティシステム」を追加	解説を追記して欲しい	○御意見のとおり修正しました。
195	35	1	「1 人的被害及び住宅被害」の表には県内全ての市町村の状況を記載する。	被害状況については、地震による被害の無かった市町村を含め、県内全ての状況を記載すべきと考えます。県の復興ビジョンであるからその対応が必要と思われるます。	○御意見のとおり修正しました。
196	37	7	「農林畜水産業」の表現統一	本文中「農林水産業」との表現が多数出てくるが、ここで新たな表現が使われるため、用語の統一が必要。	○素案のとおりとします。参考資料においては、分野に畜産も含まれていることを明示したいため、「農林畜水産業」しましたことを御理解願います。なお、記載については代表的なもの(農業、漁業)を示しています。
197	-	-	(仮称)ふくしま原発事故復興特別措置法の創設を強く求めること。	本県は、地震・津波の天災と原発災害という人災による大きな被害を受けることとなり、この被害は終焉が見出せない甚大な損害と被害にあうこととなった。 このことから特別措置法の制定により、包含的な復旧を国の法律制定により進めるべきであり、特に税制面、財政面、各種法律によらない特別対策地域と明記した法律制定をすべきである。	○特別法の制定については、「復興ビジョン実現のために」へ記載しておりますし、平成23年7月21日に国へ要望しています。
198	-	-	福島県復興ビジョンは復興基本法にある地方自治体の責務規定に基づくものという理解でよいか。	福島県復興ビジョンは復興基本法にある地方自治体の責務規定に基づくものという理解でよいか。	○復興ビジョンは復興基本方針が決定する前に策定作業を行っていましたが、国の方針にも合致しておりますので、責務規定に基づくものと位置付けることはできると認識しています。
199	-	-	今後、市町村が復興計画を策定することになるのか。	今後、市町村が復興計画を策定することになるのか。	○各市町村が被災状況を踏まえ、策定の判断を行うものと認識しています。
200	-	-	全体的ビジョンの優先順位はどうか。	ビジョン全体の優先順位としても福島県は原子力災害からの復旧でないでしょうか。 県内外に避難した人が戻るための措置を第一として、全ての計画は「除染なくして・復旧・復興なし」ぐらいの強い意志と目的がなければ、ビジョン実行が不可能と思われるため。	○ビジョン全体としては、基本理念があり、その下に主要施策を位置付けていますが、優先順位は特に設けておりません。また、除染については緊急的対応と原子力災害対応に記載していることで御理解願います。
201	-	-	沿岸域の復興について、項目を設定し、県としての考え方を記載する。	原子力災害を除けば、最も被害が大きかったのは沿岸域であり、その復興について、県としての考え方を示す必要があると思われるため。	○地域別の取組みについては、復興計画の中で検討します。
202	-	-	帰還への工程表を具体的に記載すべき。		○御意見については、原子力発電所事故の収束状況を踏まえ、復興計画の中で検討します。

※ 意見の内容が同じものについては、ひとつにまとめて記載しています。